

確に絞って、揺れ動く女性心理を描こうとした作者の執筆態度が窺えるのである。しかしながら、この事は逆に言えば、

補注・参考文献(略)

軍記物語に見る武士の倫理観

——主従倫理をめぐって——

二十五回生 金井真理子

目次

序

第一章 前期軍記に見る主従倫理

——今昔物語集——

第二章 中期軍記に見る主従倫理

第一節 保元・平治物語

(1) 保元物語

(2) 平治物語

第二節 平家物語

第三章 後期軍記に見る主従倫理

——太平記——

結論

序

軍記物語における武士の主従倫理についての考察に際して、一応念頭に置いていなければならないのは、中世武家社会全般の主従倫理をめぐって昭和二十七年、和辻哲郎氏

と家永三郎氏との間に論争が起こって以来この両氏の、相對立する説が、そのまま、その後の思想史学界や史学界を左右して、^(注1)という事実である。

和辻氏によると、主従倫理としての「武者の習」は、主君の「恩愛」に対する、郎従の「享樂を欲する自我の没却」^(注2)「主君への残りなき献身」であり、それによる「無我の実現」であるという。私は、このような、主君の「恩愛」と郎従の「献身」によつて成立する主従関係を、「情宜的關係」と呼ぶことにした。

これに対して、家永氏によると、主従関係は、「主君の方からは従士の所領の確認乃至新規給附(恩顧)、従士の方からはその所領に據つての軍事的經濟的奉仕(奉公)」、つまり、この「恩顧と奉公とが常に交換關係にある」といふ。家永氏のこのような、「恩顧と奉公との取引關係」によつて成立する主従関係を、一応便宜的に、「利害的關係」と呼ぶことにしたい。

右のような両氏の主張は、あくまで、倫理・哲学者としての和辻氏、歴史学者としての家永氏といった、いわば、

各々の立場からの主張となつてゐる。

したがつて、私は、このような主従倫理が、最も顕著に現われていると思われる軍記物語に着目し、この、文学作品としての軍記に、前述の「情宜的關係」と「利害的關係」とが、どのような場面、状況、主従關係において、どのような割合で現われるのか、あるいは、全く現われないのか、等について、考察を試みたいと思ふ。

なお、本稿で取扱う軍記物語の範圍についてであるが、第一に、文藝的価値を有するもの、第二に、一時代を代表しており、そこに、人間の諸相を見出し得るような作品、以上の条件を満すものとして、「今昔物語集」(ただし本朝部の武士に関する説話だけ)・「保元物語」・「平治物語」・「平家物語」・「太平記」の以上五作品を取り扱うことにした。

本 論

本論においては、第一章では、前期軍記として「今昔物語集」、第二章では、中記軍記として「保元・平治物語」・「平家物語」、第三章では、後記軍記として「太平記」、以上三章に分け、主従結合の階層と、主従倫理の見られる場面との、二つの観点から、「情宜的關係」と「利害的關係」とが、どのような割合で描かれているのか、各々の作品について、具体的に検討して行きたい。

第一章 前期軍記に見る主従倫理

——今昔物語集——

軍記物語に見られるような武士の主従倫理の源流は、すでに平安中期、武士の発生期に求めることができる。そこで、まず第一章では、この時期の社会的諸雑話を収録した「今昔物語集」に、主従の階層や場面によつて、情宜的關係と利害的關係とが、どのような割合で現われるのか、窺つてみようと思ふ。

小沢正夫氏(注3)によれば、「今昔物語集」の中で、武士に関する説話は次の通りである。

(卷二十三)

○平維衡同致頼、合戰蒙咎語第十三

○左衛門尉平致経、送明尊僧正語第十四

(卷二十五)

○平将門、發謀反被誅語第一

○藤原純友、依海賊被誅語第二

○源充平良文合戰語第三

○平維茂郎等、被誅語第四

○平維茂、尉藤原諸任語第五

○春宮大進源頼光朝臣、射狐語第六

○源頼親朝臣、令尉清原□語第八(本文欠)

○源頼信朝臣、責平忠恒語第九

○依頼信言平貞道、切人頭語第十

○藤原親孝子、為盜人被捕實依頼信言免語第十一

○源頼信朝臣男頼義、射敏馬盜人語第十二

○源頼信朝臣男頼義、射斂馬盗人語第十二

○源頼義朝臣、爵安陪貞任等語第十三

○源義家朝臣、爵清原武衡等語第十四（本文欠）

右の説話中、主従倫理の見出されるものは、卷二十三の第十四、卷二十五の第一・二・三・四・五・六・九・十・十一・十三・十四、以上十二話、この中で、主従関係の描かれていた例話数は、三一例である。

この三十一例を、主従の階層ごとの対応関係、場面、情宜的乃至利害的關係、以上三点か 分類したものが左の表である。

「今昔物語集」の場合の主従関係は、朝廷と上級武士（国司階級以上）、貴族と上級武士（同前）、国司とその郎等、中級武士（国司の郎等）とその郎等、以上四階級である。なお、表1の(A)は、「従」の「主」に対する対応関係、(B)は、「主」の「従」に対する対応関係を示している。また、主従関係の見出される場面としては、「日常生活」「合戦場面」「合戦後」の論功行賞の場、という三場面に分類した。

まず、主従の対応関係から見て行くと、表1にも明らかのように、国司とその郎等との結合を描いたものが五例で最も多い。この、国司と郎等との主従倫理を描いた具体例として、卷二十五の第十三話をあげることにした。

前九年の役の時、源頼義の郎等散位佐伯経範は、戦闘の最中に、主頼義を見失う。頼義はすでに敵兵に囲まれ脱出は不可能である、と知らされた経範は次のように言う。

（佐藤信言五 長司 七ノ頁 語第一）
○藤原親孝子、為盗人被捕質依頼信言免語第十一

表 I

総計		②				①				対応関係		場面	
		②の合計	中級武士 ↓ 郎等	国司 ↓ 郎等	貴族 ↓ 上級武士	朝廷 ↓ 上級武士	①の合計	中級武士 ↑ 郎等	国司 ↑ 郎等	貴族 ↑ 上級武士	朝廷 ↑ 上級武士		
12	11	5	5	4	1	7	6	1	3	1	1	情利	日常生活 合戦場面 合戦後
	1												
17	8	3	3	2	1	14	8	1	5	2		情利	計
	9												
2	2	2	2		2							情利	総計
	21		7	4	3		14	2	8	1	3	情利	
	10												
31		10		6	4	21	2	10	1	8		総計	

(注) ① = 下位者の上位者に対する対応関係、矢印(↑)

② = 上位者の下位者に対する対応関係、矢印(↓)

〔情〕 = 情宜的關係、〔利〕 = 利害的關係

「我レ守（源頼義）ニ任ヘテ此年既ニ老ニ至ル。守亦若キ程ニ不在ヲ。今、限り尅ニ及テ何ゾ同ク不死ラム」
これを聞いた経範の随兵たちは、

「君既ニ守ト共に死ナムトテ敵ノ陣ニ入ヌ。我等豈ニ獨リ生カム」

と言つて主と共に敵陣に入り、皆戦死するのである。

このような武士の生死を越えた主従結合の強さは、編者をも含めた当時の貴族たちに、新鮮な感動を与えたに違いない。

以下、表を中心に、「今昔物語集」における主従倫理の特徴について述べることにしたい。

国司と郎等との主従関係が最も多いということについては、前述の通りである。これこそが、主従関係の典型と言えよう。

また、朝廷と上級武士との関係も、決して少なくはない。特に、上級武士の朝廷に対する利害的關係五例というのは、承平・天慶の乱、平忠常の乱、前九年・後三年の役、以上五つの反乱である。これらは皆、中央政府の勢力の及び難い遠隔地で起こっている。したがってこれらの反乱の主謀者には、朝廷に対する絶対視などは、ほとんどなかつたように思われる。

つぎに、場面による、主従関係の現われ方の相違を見てもみよう。日常生活の場面一二例、合戦場面一七例、合戦後の論功行賞の場面に現われるもの二例と、合戦場面が最も多い。しかもその内訳は、情宜的關係八例に対して、利害的關係九例となり、両者の差異はほとんど見られない。これは、戦闘場面という、生死をかけた極限状況においては、日頃の「風一を感して主て向ざる者、あるは、自己の利

益の為に、主を裏切る者など、個々の武士たちの判断が多様化するからではあるまいか。

以上、「今昔物語集」を通して、平安中期、武士発生期の主従倫理について検討して来た。その結果、数量的には、情宜的關係二一例、利害的關係一〇例となり、情宜的關係が倍以上を占めている。

この、発生期の武士団について、井上清氏は、「日本の歴史」(岩波新書)の中で、

「庄官や名主の強大な者は、国衙と抗争し、また彼ら相互の勢力・領地争いをするために、みずから武装して、武士となり、一族の結合を強め、支配下の農民をも武装させ、「郎等」とよばれる部下に組織した。」

と言う。この時期の倫理観も、このような中で形成されたものである。したがって、これが、情宜的結合を基調としたものとなるのも、首肯され得るであろう。

以下の四作品についても、第一章と同様の方法で検討を試みたので、ここには、その要旨のみを記すことにしたい。

第二章 中期軍記に見る主従倫理

第一節 保元・平治物語

(1) 保元物語

「保元物語」は、上・中・下三巻から成る軍記物語で、

れは、戦鬪場面という生死をかけた極限状況においては日頃の「恩」を感じて主に殉ずる者、あるいは、自己の利

保元の乱は、後白河帝（内裏）と崇徳院（新院）との皇位継承をめぐる確執に端を発し、これに、藤原氏や源平両氏をも巻きこんだ、正に骨肉相食む内乱であった。

「保元物語」の主従倫理を現わす総例数は三八例である。階層別の主従関係から見て最も顕著なのは、上級武士と朝廷との関係である。これは、戦鬪前の軍勢召集の場面に、により顕著に現われ、しかも、利害的關係が強い。この点から見ると、院方と内裏方とのどちらに従うかということを含めて、源平両氏の内部で分裂と混乱が生じ、その結果、院方あるいは内裏方に対して、「恩」によって行動する武士たちよりも、自己の利害觀念によって行動する者が多かったことを物語っているように思う。

「保元物語」全体からいうと、情宜的關係を示すもの二〇例、利害的關係を示すもの一八例で、両者の差異はほとんど見られない。

(2) 平治物語

「平治物語」も、上・中・下三巻から成る軍記物語である。この物語において初めて、源平両氏が、各々、武士団としての自覚を持ち、相対立する存在として登場し、抗争する様相を見せ始める。

「平治物語」の主従倫理の顕著な特徴は、武門（源平両氏）の棟梁とその郎等との情宜的結合が強いということである。

「平治物語」では、乱の主謀者であるはずの貴族たちの

「保元物語」は、上・中・下三巻から成る軍記物語で、保元の乱をその舞台としている。

存在は、物語の主人公である源平の武士たちの意識からはずで離れており、武士たちは、各々、源氏、あるいは平氏としての自覚に立って、自分たちの軍を戦っているのである。したがって、源平の棟梁とその郎等との情宜的結合が、物語全体の大きなウエイトを占めるのは、こうした、源平両氏における武門としての自立の意識、あるいは、合戦という極限状況において展開される、棟梁と郎等との、主従としての意識が高まったためと思われる。

「平治物語」全体としては、情宜的關係二八例、利害的關係一三例で、情宜的關係が倍以上を占めている。これも、右のことから納得できると思う。

第二節 平家物語

全十二巻（他に灌頂巻を含む）から成る「平家物語」は、全盛期から滅亡に到るまでの平氏一門の運命を中心に、合戦譚を折り込みながら、当時の様々な階層の人間模様を描いている。

また、武士の存在形態も、ここにおいて、飛躍的な変化を見せる。この「平家物語」において初めて、武士たちは、平氏政権という形で、自己の政権を経験するのである。しかし、この平氏政権は、まだ、貴族政権の模倣にすぎず武家政権としては弱点が多かった。したがって平氏は、一層武門としての独自性を持ち得た源氏によって、政権を奪われてしまうのである。この点において、「平家物語」は、平氏政権から、源氏政権への移行期を描いた叙事詩というこ

とができるだろう。

「平家物語」においても、主従倫理の中心となるのは、やはり、戦闘場面における、源平の棟梁と郎等との関係である。

また、情宜的關係と利害的關係とを数量的に比較すると、情宜的關係一〇一例、利害的關係七九例で、情宜的關係を示すものが多少多い。したがって、「平家物語」の主従倫理は、情宜的關係が多少強いといえよう。

第三章 後期軍記に見る主従倫理

— 太平記 —

平安末から鎌倉初期にかけての武門形成期における主従倫理を描いた中期軍記に対して、鎌倉幕府崩壊期から南北朝の主従倫理を描いた後期の軍記物語として、全四十巻に及ぶ「太平記」をあげることができる。

「太平記」における主従關係は、長編としての作品の性質上、主従の階層分化も多岐に亘り、したがって、その特徴もそれほど明らかではない。あえて言うならば、主従倫理の中心となるのは、足利氏などの將軍と、その上級の家臣である守護や大名との關係である。

また、情宜的關係と利害的關係とを比較してみると、情宜的關係を現わすもの二七〇例、これに対して、利害的關係を現わすもの二三六例で、両方の差異はほとんど見られない。したがって、この統計上の結果からは、「太平記」作者が、作品中で度々強調しているような、「下剋上」の

様相を、それほど明らかにすることはできなかった。それでもやはり、情宜的關係と利害的關係とが、ほぼ同数であることから考えて、この時代の主従倫理が、多様化し、また、かなり混乱して来ていると、見ることができると思う。

結論

本論における検証の結果を総合すると、次の通りである。

表 II

情宜的關係	利害的關係	作品	
		關係	軍記
10	21	今昔	前期軍記
18	20	保元	中期軍記
13	28	平治	
79	101	平家	後記軍記
238	276	太平記	
(例) 358	(例) 446	計	

右の表を見ると、作品によつて、かなりの差異は見られるけれども、全体としては、情宜的關係四四六例、利害的關係三五八例で、情宜的關係を示すものが多少多い。以上の結果からは、「序」で紹介した、和辻哲郎氏の、「自我の没却」と「献身」による「無我の実現」こそが「武者の習」であるとす説と、家永三郎氏の、「恩顧と奉公」との利害的交換關係が強いとする説とは、この五つの軍記物語について述べる場合、いずれの説も妥当性を欠くと思われる。つまり、両氏の説のいずれかでもって、これらの作品の倫理観を説明し尽くすことはできないのである。むしろ、前述五作品について言うならば、おそらく、僧侶か貴族

ない。したがって、この統計上の結果からは、「太平記」作者が、作品中で度々強調しているような、「下剋上」のこの五作品には、多少は情宜的關係にウェイトが置かれているものの、情宜的關係を示すものと、利害的關係を示すものが、両者とも厳然として存在するのである。

ところで、一般に、思想史の分野では、「保元・平治物語」・「平家物語」の中期軍記の世界と、「太平記」の後期軍記の世界とは、その倫理観に明らかな変化が見られるとする説が支配的である。しかし、本論での検証や、表Ⅱに表われた数値から考えると、中期軍記と後期軍記との間に、それほど数量的変化を認めることはできない。したがって、本稿においては、両者間に、主従倫理の変化があると断定する訳にはいかない。むしろ、ほとんど変化はないと考えるのが妥当であろう。

以上、前述五作品の検証を通じて、軍記物語の主従倫理の性格について述べて来たが、本稿での論証を終えるにあたり、この、軍記物語の文学的価値についても一言触れておくことにしたい。

およそ、私は、作品の文学的価値を問題にする際には、そこに描かれた、人間性や社会の真相への迫真性・リアリティ性を、その評価の基準とすることができると考える。したがって、この軍記物語の評価にあたっては、作品において、情宜的行為、乃至利害的行為を叙した後の、その情宜的あるいは利害的行為や行為者に対して向けられる、軍記作者の批評の目、ということの問題にしたいと思う。というのは、この、軍記作者の批評の存在が、作者そのものの評価にもかかわってくると思われるからである。

れる。つまり、両氏の説のいずれかでもって、これらの作品の倫理観を説明し尽くすことはできないのである。むしろ、前述五作品について言いならば、おそらく、僧侶か貴族と思われる軍記作者たちは、武士たちの示す行為に対して、ほぼ正当な評価を与えていると考えてよいと思う。つまり、彼らは、情宜的行為に対しては、感動と讃辞の筆を惜しまないし、また、利害的行為に対しても、痛烈な批判の筆を惜しんでいない。こうした作者たちの、比較的適切な批評は、そこに描かれた例話の持つ迫真性、乃至リアリティ性を損うことなく、むしろ、より効果的に読者に伝えている。この迫真性・リアリティ性こそが、軍記物語に対して、文学作品としての価値を与えていると思う。

一般に、「平家物語」を除いて、他の軍記諸作品の文学的評価は、それほど高いとは言えない。しかしながら、前述のように、情宜的、乃至利害的行為に対して向けられる、軍記作者の適切な批評と、それが生み出す迫真性・リアリティ性にも、評価の目を向けることによって、これらの作品も、一層高い評価が可能になると思う。

—了—

注1、「日本倫理思想史」による。

注2、「日本道徳思想史」による。

注3、「今昔から平家へ」(有精堂刊日本文学研究資料叢書『平家物語』所収)